

被用者保険の適用拡大と助成金

Q、当事業所の従業員数は60人です。本年10月からの被用者保険適用拡大で、50人超の事業所が該当になるということで年収130万円弱のパート従業員から労働時間を短くするか、社会保険加入するか迷っているとの相談を受けています。社会保険加入について詳細を知りたい。

A、被用者保険(以下、社会保険という。)の適用拡大については、単純に従業員数が50人超でなく、フルタイム従業員数と1週間の労働時間及び月の労働日数でフルタイム従業員の4分の3以上で働く非正規従業員の合算の人数になります。まず貴事業所がこの基準に該当するかを確認してください。該当する場合は、次の条件に該当する従業員が社会保険の対象となり、給料から社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料、40歳以上65歳未満の方は介護保険料が加算される。)が差し引かれます。

〈対象者の条件〉

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 月額賃金が8万8千円以上(年換算106万円)以上であること
- ③ 2カ月を超える雇用の見込みがあること
- ④ 学生ではないこと

～ 年収106万円の壁を越えた場合について～

社会保険に加入すれば社会保険料が控除されるデメリットが強調されていますが、メリットもあります。まず老齢厚生年金の支給額が増えます。さらに障害・遺族厚生年金も対象となります。概算ですが年収106万円のパート従業員が働く時間を増やして年収が125万円になった場合、手取り額は大体同じになります。

～ 助成金について～

「106万円の壁」を超えて働くパート従業員が新たに社会保険の適用を受けた場合、そのパート従業員の収入を増加させる取り組みを行った事業主に対し、2023年10月に新設されたキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が支給されます。このコースには、「手当等支給メニュー」と「労働時間延長メニュー」の2つがあります。

「手当等支給メニュー」は、3年間で最大50万円(大企業は3/4)の助成が受けられます。

「労働時間延長メニュー」では、事業主に対して労働者1人当たり30万円(大企業は3/4)が助成されます。2つのメニューを併用することも可能です。

～ 今回の適用拡大に該当しなかった場合～

社会保険の適用はありませんが、年収130万円の壁対策として、従業員の収入が一時的に上がっても事業主の証明があれば被扶養者認定が続けられる仕組みもあります。